働く女性・男性のための出産、育児に関する制度

◎妊娠がわかったら

・出産予定日や休業の予定を早めに会社に申し出ましょう。

・妊婦健康診査または保健指導を受けるための時間が必要な場合は、会社に申請しましょう。
申請があった場合、会社は、健康診査等のために必要な時間を確保しなければなりません。
（有給か無給かは、会社の規定によります。）

・出産施設を選ぶ際には、条件検索機能や各施設の詳細情報が掲載された「出産なび」を使ってみましょう。地域やサービスの条件にあう出産施設を検索できます。また、各施設の施設情報や、実施している助産ケア・付帯サービスの詳しい内容、出産に関する費用情報を確認することもできます。
※「出産なび」（厚生労働省）

・妊婦健康診査（妊婦健診）：
妊婦健診は、お母さんや赤ちゃんの健康状態を定期的に確認するために行うものです。妊娠中は、普段よりいっそう、健康に気をつけなければなりません。妊婦健診を定期的に受診し、医師や助産師などに相談し、その時々の生活状況に応じたアドバイスを受け、出産･育児の準備をしましょう。
健康診査費用には、公費による補助制度があります。妊娠がわかったら、お住まいの市町村へ妊娠届を提出しましょう。

・妊婦健康診査等の回数：
妊娠23週までは４週間に１回、妊娠24週から35週までは２週間に１回、妊娠36週以後出産までは１週間に１回。
医師又は助産師（以下「医師等」という。）がこれと異なる指示をした場合はその回数。

・母性健康管理指導事項連絡カードの活用：
妊婦健康診査等では、体調が優れなかったり、勤務する上で不安に思うことなどがあれば、遠慮無く医師等に申し出ましょう。
その結果、医師等から、通勤緩和、休憩時間の延長、つわりやむくみなど症状に対応した勤務時間の短縮や作業の制限、休業などの指導を受けた場合には、会社に申し出て必要な措置を講じてもらいましょう。
医師等からの指導事項を会社にきちんと伝えることができるよう、医師等に「母性健康管理指導事項連絡カード」（拡大コピーをして用いることができます。）を記入してもらい、会社に伝えることも効果的です。 申し出があった場合、会社は医師等の指導内容に応じた適切な措置を講じなければなりません。
※母性健康管理指導事項連絡カード

・医師等から不育症と診断され、通常より多い回数の妊婦健診や、通常の産前休業より早い時期からの休業などの指導が出ることがありますが、これらも母性健康管理措置の対象となりますので、会社に申し出て必要な措置を講じてもらいましょう。

◎妊娠中の職場生活

・時間外、休日労働、深夜業の制限、変形労働時間制の適用制限：
　妊婦は、時間外労働、休日労働、深夜業の免除を請求できます。変形労働時間制が適用される場合でも、１日８時間、１週間について40時間を超えて労働しないことを請求できます。

・軽易業務転換：
　妊娠中は、他の軽易な業務への転換を請求できます。

・危険有害業務の就業制限：
　妊婦を妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせることはできません。

◎産前産後休業を取るときは

・産前休業：
　出産予定日以前の６週間（双子以上の場合は14週間）について請求すれば取得できます。

・産後休業：
　出産の翌日から８週間は、働くことはできません。ただし、産後６週間経過したあとに、本人が請求して医師が支障ないと認めた業務に就くことはできます。

・産前産後休業は、正社員だけでなく、パートや派遣で働く方など誰でも取得できます。

・妊娠４か月以上での流産・ 死産については産後休業の対象となります。
　さらに、４か月未満の流産、死産であっても、１年間は母性健康管理措置の対象となりますので、医師等から指導があった場合は、会社に申し出て措置を講じてもらいましょう。

◎産後休業後に復職するときは

・育児時間：
　生後１年に達しない子を育てる女性は、１日２回少なくとも各30分間の育児時間を請求できます。

・母性健康管理措置：
　産後１年を経過しない女性は、医師等から指示があったときは、健康診査等に必要な時間の確保を申請できます。また、指導を受けた場合には、必要な措置を受けることができます。

・時間外、休日労働、深夜業の制限、変形労働時間制の適用制限：
　産後１年を経過しない女性には、妊娠中と同様に、これらを請求することができます。

・危険有害業務の就業制限：
　産後１年を経過しない女性は、哺育等に有害な一定の危険有害業務に就かせてはいけません。

◎育児休業（育休）を取るときは

・育児休業制度：
　１歳未満の子を育てる男女労働者は、希望する期間、２回まで子育てのために休業することができます。育児休業の取得は法律で定められた労働者の権利ですので、会社の就業規則に育児休業に関する規定がなくても取得できます。お困りの際は、都道府県労働局へご相談ください。
　なお、雇用保険に加入し、要件を満たせば、育児休業期間中に育児休業給付が支給されます。給付額は、休業開始から180日までは休業前の賃金の67%、それ以降は50%です。また、夫婦ともに育児休業を取得するときは給付額が上乗せされることがあります。

詳しくは、公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせください。

・育児休業を取ることができる人は：

育児休業は正社員のためだけの制度ではありません。パートや派遣の方が有期契約で働いていても子が１歳６か月（２歳までの休業の場合は２歳）に達する日までに労働契約が満了し、更新されないことが明らかでない場合は育児休業が取得できます。

・産後パパ育休（出生時育児休業）：

父親は、子の出生後８週間以内に４週間まで、育児休業とは別に、子育てのために休業することができます。会社に労使協定がある場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に働くことも可能です。

・育児休業の延長：

子が１歳以降、保育所に入れないなどの場合には、子が１歳６か月に達するまでの間（子が１歳６か月以降、保育所に入れないなどの場合には、子が２歳に達するまでの間）育児休業を延長することができます。

・育児休業を取るための手続き：

育児休業を取得するためには、会社に書面で申し出ることが必要です。

まずは育児休業取得について会社に相談の上、休業開始１か月前まで（会社によっては２週間前まで）に、育児休業申出書を会社あてに提出しましょう。

◎妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱いやハラスメントは許されません。

妊娠・出産・育児休業等を理由に、解雇、雇止め、降格などの不利益な取扱いを行うことは禁止されています。また、会社は職場での妊娠・出産等、育児・介護休業等に関するハラスメントについて防止措置を講じる義務があります。ハラスメントを受けたらまずは会社に相談しましょう。お困りの際は、都道府県労働局にもご相談ください。

◎幼いこどもを育てながら働き続けるために

育児休業取得後、こどもを育てながら仕事を続けるために次のような制度を利用しましょう。

・短時間勤務制度：

会社は、３歳未満の子を育てる男女労働者について、短時間勤務制度（原則として１日６時間）を設けなければなりません。

なお、雇用保険に加入し、要件を満たせば、２歳未満の子を育てるために短時間勤務制度利用中に育児時短就業給付（賃金の10%）が支給されます。

詳しくは、公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせください。

・所定外労働の制限（残業免除）：

会社は、３歳未満の子を育てる男女労働者から請求があったときは、所定外労働をさせてはなりません。

令和7年４月１日からは、対象となる子の範囲が小学校就学前の子を養育する男女労働者に拡大されます。

・子の看護休暇：

小学校入学前の子を育てる男女労働者は、会社に申し出ることにより、年次有給休暇とは別に、１年につき、子が１人なら５日まで、子が２人以上なら10日まで、病気やけがをした子の看護、予防接種及び健康診断のために１日又は時間単位で休暇を取得することができます。

令和７年４月１日からは、対象となる子の範囲が小学校３年生までに拡大され、感染症に伴う学級閉

鎖や入園（入学）式及び卒園式の場合も取得が可能となります。
また、名称も「子の看護等休暇」になります。

・時間外労働、深夜業の制限：
会社は、小学校入学前の子を育てる男女労働者から請求があった場合は、１か月24時間、１年150時間を超える時間外労働をさせてはなりません。また、深夜（午後10時から午前５時まで）に働かせてはなりません。

・柔軟な働き方を実現するための措置：
令和７年10月１日から始まる制度です。
会社は、３歳から小学校就学前の子を養育する男女労働者に関して、「始業時刻等の変更」、「テレワーク等(10日以上/月)」、「保育施設の設置運営等」、「就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇（養育両立支援休暇）の付与(10日以上/年)」、「短時間勤務制度」の中から、２つ以上の措置を選択して講じなければなりません。
労働者は会社が講じた措置の中から１つを選択して利用することができます。

◎妊娠中や育児中の働き方・休み方に関して困ったことがあれば、お近くの都道府県労働局にご相談ください。 その他、お役立ち情報を発信していますので、合わせてご覧ください。
※各都道府県労働局　雇用環境・均等部（室）所在地一覧

◎保育所などを利用したいとき：
認定こども園や保育所、幼稚園などの情報を、お住まいの地域や最寄り駅などから検索することができます。施設の詳細が地図情報とあわせて閲覧できますので、こども・子育ての情報は「ここdeサーチ」を活用しましょう。
※ここ de サーチ(子ども・子育て支援情報公表システム)ウェブサイト
また、一部の市町村では、認定こども園や保育所などの保育施設、一時預かりなどの保育サービスを、円滑に利用できるようにサポートしてくれる事業を行っています。保育コンシェルジュと呼ばれることもあります。仕事復帰のために保育所の利用を考えている方は、お住まいの市町村の窓口に相談するなど、早めに情報収集をして、自分たちの育児環境や働き方にあったサービスを選択しましょう。

・こども誰でも通園制度
「こども誰でも通園制度」は、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度として令和７年度に創設されます。
令和8年度からは全国の市町村で利用可能になります。多様な働き方やライフスタイルに合わせた利用が可能です。ご利用の詳細につきましてはお住いの市町村にお尋ねください。

◎育児等のために退職した方への再就職支援
・お子様連れでも安心して相談できる「マザーズハローワーク」「マザーズコーナー」において、専属のスタッフが１人ひとりの状況に応じた就職活動のサポートや、子育てと仕事の両立を目指せる仕事の紹介をしています。

※マザーズハローワーク事業（厚生労働省）

・雇用保険の基本手当（失業給付）は、原則、退職してから１年間（受給期間）、再就職活動中に受給することができます。
ただし、受給期間中に妊娠、出産等のために連続30日以上再就職できない場合、その日数分（退職後最大４年間まで）、受給期間を延長することができます。
※公共職業安定所（ハローワーク）

◎妊婦のための支援給付
妊婦のための支援給付は、妊娠したときに申請すると５万円、お子さん（法律上は胎児）の人数を届出すると人数×５万円が支給される妊産婦の方を経済的に支援する制度です。
支給方法はお住まいの市町村で異なりますので、直接市町村にお尋ねください。

◎出産育児一時金（原則50万円）
出産にあたっては、ご加入の健康保険組合等から出産育児一時金（１児につき原則50万円）が支給されます。
申請の方法は出産施設により異なり、「直接支払制度」や「受取代理制度」を導入している施設であれば、事前の手続きにより退院時の窓口での支払額を軽減することができます。
支給条件や手続きの詳細は、ご加入の健康保険組合等の窓口にお問い合わせください。

◎出産手当金（原則給与の2/3）
勤務先の健康保険組合等に加入されている方は、産前・産後休業の期間中に出産手当金（給与の2/3）が支給されます。
ただし、休業している間にも給与が支払われている場合には支給額が異なります。勤務先を通じた届出が必要ですので、詳しくは勤務先、あるいはご加入の健康保険組合等の窓口にお問い合わせください。

◎各種保険料の免除
国民健康保険、国民年金（第１号被保険者）に加入している方は、産前産後期間中の保険料が免除されます。ご自身で市区町村窓口に届出を行ってください。なお、国民年金の産前産後免除は、マイナポータルを利用して電子申請ができます。
勤務先で健康保険・厚生年金保険に加入している方は、産前産後休業期間中や育児休業期間中の保険料が免除されます。勤務先を通じて届出を行ってください。
※年金にかかる上記免除期間は、保険料を納付したものとして将来の年金受給額に反映されます。

◎児童手当

児童を養育している方に支給されます。

支給額は児童の年齢等によって異なりますので、こども家庭庁やお住まいの市町村のホームページをご覧ください。児童が生まれたら、お住まいの市町村（公務員は勤務先）に申請が必要です（転居や公務員となったときにも連絡が必要です）。市町村の認定を受ければ、原則として、申請した月の翌月分の手当から支給されますので、児童手当制度の案内を参考に、申請は早めにしましょう。

※児童手当制度のご案内（こども家庭庁）

◎こどもの医療費

こどもの医療費を助成する制度です。お住まいの自治体で手続きをすることで助成を受けることができます。各都道府県、市町村により助成対象の年齢や内容が異なるため、助成内容を確認しましょう。

（参考情報）

※働く女性の心とからだの応援サイト（厚生労働省）

※出産なび（厚生労働省）

※イクメンプロジェクト（厚生労働省）

主な医療給付等の制度

◎未熟児に対して

からだの発育が未熟なまま生まれた新生児で、入院が必要な場合、公費で医療が受けられます。

◎小児慢性特定疾病にかかっている児童等に対して

こどもが下記の疾患群に属する小児慢性特定疾病にかかった場合、医療費の自己負担を軽減する制度です。また、自立のための各種支援（自立支援事業）や日常生活用具の給付を受けられる場合があります。

（悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患）

※小児慢性特定疾病情報センター

◎障害児に対して

身体の障害の状態の軽減を行う手術などの治療を行う場合、公費で医療（自立支援医療）が受けられます。また、補装具費の支給や日常生活用具の給付を受けられる場合があります。

いずれの場合も、病気の程度や所得などに応じて制限がありますので、市町村などに相談してください。

保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害児・者に終身年金を支給する障害者扶養共済制度（任意加入）があります。お住いの都道府県又は指定都市にお問い合わせください。

産科医療補償制度

産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産し、万が一、赤ちゃんが分娩に関連して重度脳性まひとなり、在胎週数、障害の程度などの基準を満たした場合には、看護、介護のための補償金が支払われるとともに、脳性まひ発症の原因分析が行われます。

この制度に加入している分娩機関の一覧は下記に掲載されています。
※産科医療保障制度（日本医療機能評価機構）
なお、補償申請期限はお子様の満５歳の誕生日までです。

分娩機関より「産科医療保障制度　登録証」が交付されましたら、登録証はお子様が５歳になるまで大切に保管してください。

産科医療補償制度についてのお問い合わせ先
産科医療補償制度専用コールセンター
電話：0120-330-637
受付時間：午前９時～午後５時(土日祝日・年末年始を除く)

産科医療補償制度の
シンボルマーク